

8-2 エレベーター等

《基本的考え方》

エレベーターは、安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段です。設計においては、高齢者や障害者等が容易に目的の階まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】エレベーター（共同住宅又は寄宿舍を除く）

		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象		移動等円滑化経路を構成するエレベーター（共同住宅又は寄宿舍を除く）及びその乗降ロビー	移動等円滑化経路を構成するエレベーター
①停止階		★籠は、利用居室、車椅子対応トイレ若しくは準車椅子対応トイレ又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	令第19条第2項第5号イ 籠は、利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
②出入口の幅		●令第19条第2項第5号ロに適合すること。	令第19条第2項第5号ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
③乗降ロビー		●令第19条第2項第5号ニに適合すること。	令第19条第2項第5号二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。
④籠の大きさ	2,000㎡以上	●令第19条第2項第5号ハに適合すること。	令第19条第2項第5号ハ 籠の奥行きは、135cm以上とすること。
		●令第19条第2項第5号チ(1)に適合すること。	令第19条第2項第5号チ(1) 籠の幅は、140cm以上とすること。
		●令第19条第2項第5号チ(2)に適合すること。	令第19条第2項第5号チ(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
	2,000㎡未満で、事務所等※の用途	★籠の幅は90cm以上とすること。	—
		★籠の奥行きは120cm以上とすること。	—
	2,000㎡未満で、事務所等※の用途以外	★籠の幅は90cm以上とすること。	—
		●籠の奥行きは135cm以上とすること。	令第19条第2項第5号ハ 籠の奥行きは、135cm以上とすること。
⑤手すり		★籠内には、手すりを設けること。	—
⑥鏡		★籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	—
⑦表示案内		●令第19条第2項第5号ヘに適合すること。	令第19条第2項第5号ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
		●令第19条第2項第5号トに適合すること。	令第19条第2項第5号ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

⑧車椅子使用者対応操作盤	●令第19条第2項第5号ホに適合すること。	令第19条第2項第5号ホ ^{（注）} 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
⑨視覚障害者対応操作盤	● ^{（注）} 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（令第19条第2項第5号ホに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。	令第19条第2項第5号リ(2) ^{（注）} 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
	★ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（⑨視覚障害者対応操作盤の規定は適用しない）。	—
⑩音声案内（籠の出入口）	★ ^{（注）} 籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する ^{（注）} 籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	—
⑪音声案内（昇降方向）	● ^{（注）} 籠内又は乗降ロビーには、到着する ^{（注）} 籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	令第19条第2項第5号リ(3) ^{（注）} 籠内又は乗降ロビーに、到着する ^{（注）} 籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
	★ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（⑪音声案内（昇降方向）の規定は適用しない）。	—
⑫音声案内（到着する階・出入口の戸の閉鎖）	● ^{（注）} 籠内には、 ^{（注）} 籠が到着する階並びに ^{（注）} 籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	令第19条第2項第5号リ(1) ^{（注）} 籠内に、 ^{（注）} 籠が到着する階並びに ^{（注）} 籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
	★ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（⑫音声案内（到着する階・出入口の戸の閉鎖）の規定は適用しない）。	—
⑬自動感知制止装置	★ ^{（注）} 籠の出入口には、 ^{（注）} 利用者を感じ、 ^{（注）} 籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—

⑭災害時等	☆地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合は、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。	—
-------	---	---

※ 事務所等

- ・卸売市場（床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）
- ・事務所（床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）
- ・映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらのうち、床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）
- ・工場（床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）
- ・火葬場（床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8－1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第 19 条で整備する経路）
籠	人を乗せ昇降する部分	同左
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
車椅子対応トイレ	「4 便所【1】」の基準に適合する便所	—
準車椅子対応トイレ	「4 便所【2】」の基準に適合する便所	—
車椅子使用者用便房	—	車椅子使用車が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7 駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第 18 条で整備する駐車施設）
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—

《解説》

- ①【停止階】移動上の制約を受ける人や階段を利用できない人の垂直移動のために、利用者が使用する居室がある階、円滑な利用に配慮された施設がある階、出入口がある階に停止が必要となる。
- ②【出入口の幅】車椅子使用者が通行できるように、有効な幅を確保する。
- ③【乗降口ビー】乗降口ビーには、車椅子使用者の待機、回転に支障がないように、150cm×150cm 以上の水平な空間を設ける。
- ④【籠の大きさ】建築物の用途や規模に応じて、車椅子使用者と他の者がそれぞれ支障なく利用できるだけの大きさを確保する。
- ⑤【手すり】振動等に対する身体的な負担を軽減するために、籠内に手すりを設ける。
- ⑥【鏡】車椅子使用者が籠の中で回転しなくても、戸の開閉状況が確認できるように、出入口まわりの人や床が見やすい位置に鏡を設ける。
- ⑦【案内表示】エレベーターの稼働状況を利用者が確認できるように、籠内及び乗降口ビーには籠が停止する予定の階や昇降方向などを表示する装置を設ける。
- ⑧【車椅子使用者対応操作盤】車椅子使用者が座ったまま操作できるように、手の届く範囲を考慮した利用しやすい位置に操作盤を設ける。

- ⑨【視覚障害者対応操作盤】視覚障害者が円滑に操作できるように、点字、文字の浮彫等が設けられた構造の操作盤とする。
- ⑩【音声案内（籠の出入口）】籠の出入口が複数ある場合には、開閉する出入口を音声で利用者に知らせる装置を設ける。
- ⑪【音声案内（昇降方向）】籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声で利用者に知らせる装置を設ける。
- ⑫【音声案内（到着する階・出入口の戸の閉鎖）】籠内には、籠が到着する階や出入口の戸の閉鎖を音声で利用者に知らせる装置を設ける。
- ⑬【自動感知制止装置】挟まれ事故等を防止するために、利用者を感知し出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設ける。
- ⑭【災害時等】災害時の管制運転を、音声や文字で利用者に知らせる装置を設ける。

《望ましい整備》

- ・ 1 以上のエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90 c m 以上とする。
- ・ 不特定多数の人が利用する百貨店、劇場、集会施設、観覧施設などのエレベーターでは、15 人乗り（幅 160 c m× 奥行き 150 c m）以上の籠の大きさとする。
- ・ 床面積 2,000 m²未満の建築物においても 11 人乗り以上のエレベーターを設置する。
- ・ 災害時等の緊急事態の際に、聴覚障害者等とのコミュニケーションができるよう籠内にモニター又は聴覚障害者対応の非常ボタンを設ける。
- ・ 内部に閉じ込められた者の存在が分かるよう、出入口と籠の戸にガラス窓を設ける。
- ・ 昇降ロビーには制御装置の位置を視覚障害者に知らせるため、点状ブロック等を敷設する。

【2】共同住宅又は寄宿舍のエレベーター

		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象		共同住宅又は寄宿舍の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー	移動等円滑化経路を構成するエレベーター
①停止階		★籠は、各住戸、居住者のための共用部分である居室、車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ及び車椅子使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。	令第 19 条第 2 項第 5 号イ 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
②出入口の幅		●令第 19 条第 2 項第 5 号ロに適合すること。	令第 19 条第 2 項第 5 号ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm 以上とすること。
③乗降ロビー		●令第 19 条第 2 項第 5 号二に適合すること。	令第 19 条第 2 項第 5 号二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm 以上とすること。
④ 籠 の 大 き さ	2,000㎡以上で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに共用施設等※がある	★籠の幅は 105cm 以上とすること。	—
		★籠の奥行きは 152cm 以上とすること。	令第 19 条第 2 項第 5 号ハ 籠の奥行きは、135cm 以上とすること。
	2,000㎡以上で、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に共用施設等※がある	★籠の幅は 140cm 以上とすること。	—
		●籠の奥行きは 135cm 以上とすること。	令第 19 条第 2 項第 5 号ハ 籠の奥行きは、135cm 以上とすること。
		★籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとすること。	—
	2,000㎡未満	★籠の幅は 90cm 以上とすること。	—
★籠の奥行きは 120cm 以上とすること。		—	
⑤手すり		★籠内には、手すりを設けること。	—
⑥鏡		★籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	—
⑦表示案内		●令第 19 条第 2 項第 5 号ヘに適合すること。	令第 19 条第 2 項第 5 号ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
		●令第 19 条第 2 項第 5 号トに適合すること。	令第 19 条第 2 項第 5 号ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
⑧車椅子使用者対応操作盤		●令第 19 条第 2 項第 5 号ホに適合すること。	令第 19 条第 2 項第 5 号ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

⑨音声案内 (籠の出入口)	★籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合には、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	—
⑩自動感知制止装置	★籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
⑪災害時等	☆地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合には、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。	—

※ 共用施設等

- ・居住者のための共用部分である居室
- ・車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ
- ・車椅子使用者用駐車施設

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第19条で整備する経路）
籠	人を乗せ昇降する部分	同左
車椅子対応トイレ	「4 便所【1】」の基準に適合する便所	—
準車椅子対応トイレ	「4 便所【2】」の基準に適合する便所	—
車椅子使用者用便房	—	車椅子使用車が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7 駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第18条で整備する駐車施設）
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—

《解説》

- ①【停止階】移動上の制約を受ける人や階段を利用できない人の垂直移動のために、各住戸や共有部分である居室がある階、円滑な利用に配慮された便所や駐車施設がある階、出入口がある階に停止が必要となる。
- ②【出入口の幅】車椅子使用者が通行できるように、有効な幅を確保する。
- ③【乗降ロビー】乗降ロビーには、車椅子使用者の待機、回転に支障がないように、150cm×150cm以上の水平な空間を設ける。
- ④【籠の大きさ】建築物の用途や規模に応じて、車椅子使用者と他の者がそれぞれ支障なく利用できるだけの大きさを確保する。
- ⑤【手すり】振動等に対する身体的な負担を軽減するために、籠内に手すりを設ける。
- ⑥【鏡】車椅子使用者が籠の中で回転しなくても、戸の開閉状況が確認できるように、出入口

まわりの人や床が見やすい位置に鏡を設ける。

- ⑦【案内表示】エレベーターの稼働状況を利用者が確認できるように、籠内及び乗降ロビーには籠が停止する予定の階や昇降方向などを表示する装置を設ける。
- ⑧【車椅子利用者対応操作盤】車椅子利用者が座ったまま操作できるように、手の届く範囲を考慮した利用しやすい位置に操作盤を設ける。
- ⑨【音声案内（籠の出入口）】籠の出入口が複数ある場合には、開閉する出入口を音声で利用者に知らせる装置を設ける。
- ⑩【自動感知制止装置】挟まれ事故等を防止するために、利用者を感知し出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設ける。
- ⑪【災害時等】災害時の管制運転を、音声や文字で利用者に知らせる装置を設ける。

《望ましい整備》

- ・一般操作盤は、視覚障害者が円滑に操作できるように、点字、文字の浮彫等が設けられた構造の操作盤とする。
- ・1以上のエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とする。
- ・災害時等の緊急事態の際に、聴覚障害者等とのコミュニケーションができるよう籠内にモニター又は聴覚障害者対応の非常ボタンを設ける。
- ・内部に閉じ込められた者の存在が分かるよう、出入口と籠の戸にガラス窓を設ける。
- ・昇降ロビーには制御装置の位置を視覚障害者に知らせるため、点状ブロック等を敷設する。

【３】特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機
①特殊な構造又は使用形態のエレベーター	●令第 19 条第 2 項第 6 号に適合していること	令第 19 条第 2 項第 6 号 国土交通大臣が定める構造とすること。 平成 18 年国交省告示第 1492 号 次に掲げる構造を有し、車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が 15m/分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m ² 以下のものであって、昇降行程が 4 m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの ・平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 九号に規定する段差解消機 ・籠の幅は 70cm 以上、かつ、奥行きは 120cm 以上 ・乗降方向に応じた籠寸法の確保
②特殊な構造又は使用形態のエスカレーター	●令第 19 条第 2 項第 6 号に適合していること	令第 19 条第 2 項第 6 号 国土交通大臣が定める構造とすること。 平成 18 年国交省告示第 1492 号 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書きに規定する車椅子使用者用エスカレーターのうち、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m/分以下とし、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「８－１ 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第 19 条で整備する経路）
籠	人を乗せ昇降する部分	同左

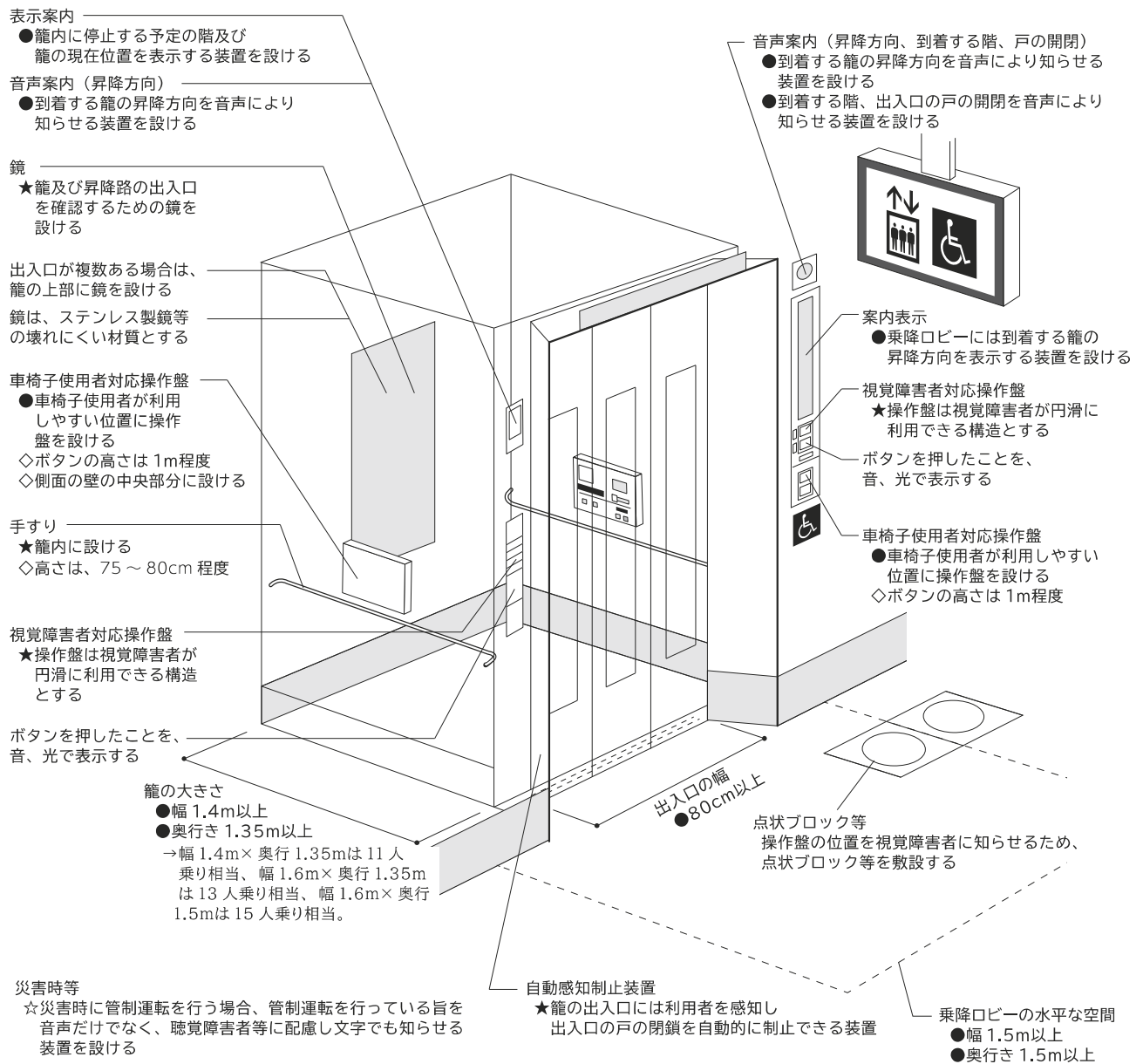
《解説》

- ①【特殊な構造又は使用形態のエレベーター】車椅子使用者が、車椅子に座ったまま使用できる構造等の段差解消機とする。
- ②【特殊な構造又は使用形態のエスカレーター】車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる構造等のエスカレーターとする。

《望ましい整備》

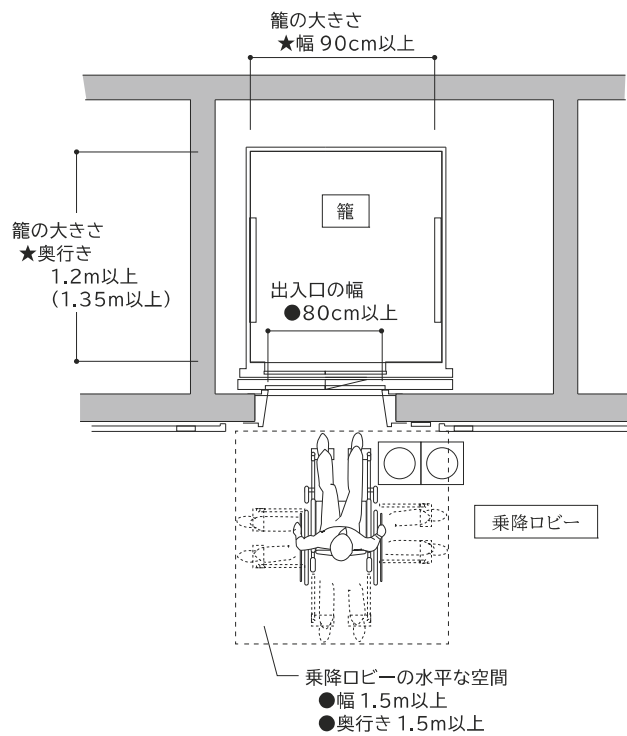
- ・エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を表示する。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

《床面積 2,000 ㎡以上の建築物に設けられるエレベーターの例（共同住宅又寄宿舎を除く）》

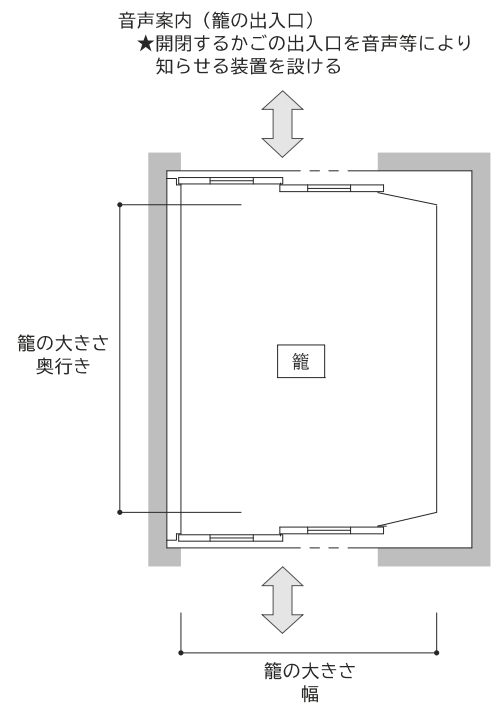


【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

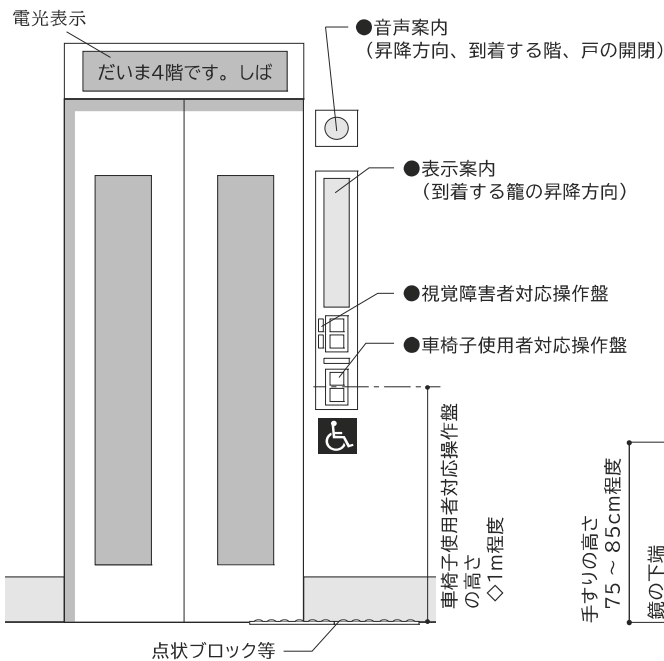
《床面積 2,000 ㎡未満の建築物に 設けられるエレベーターの例》



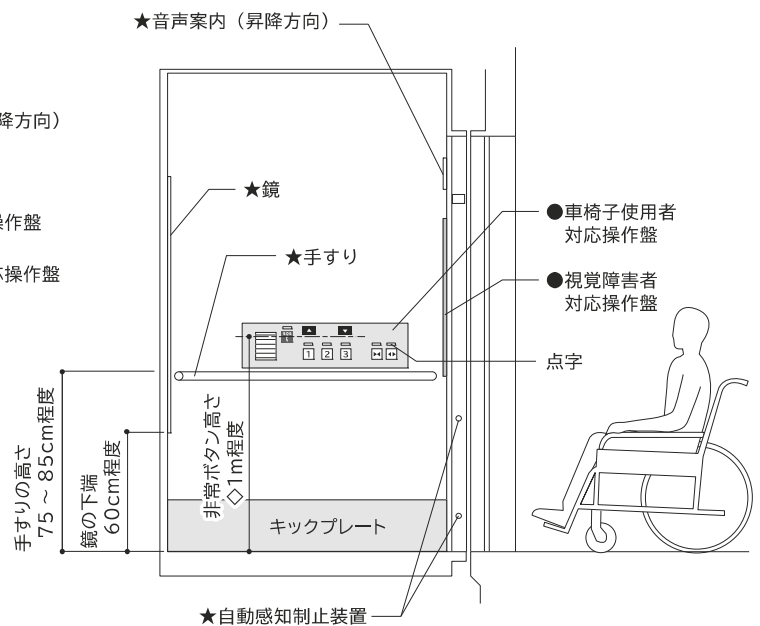
《籠の出入口が複数ある エレベーターの例》



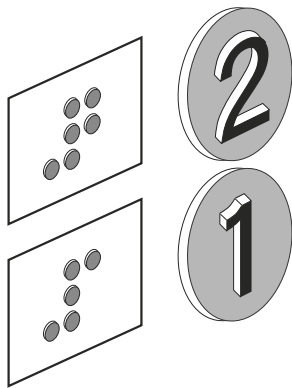
《乗降ロビーの操作盤等》



《籠内の操作盤等》



《階数ボタン（点字表示）》



操作盤のボタンは、押しボタン式とする

ボタンは浮彫数字を用いて表示する

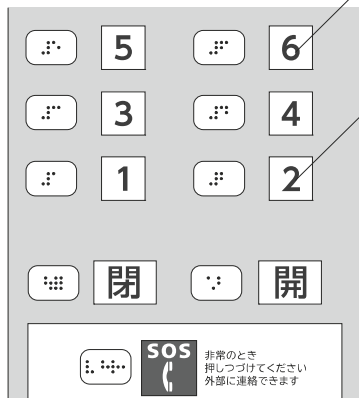
階数ボタンは、周辺色との区別が容易にできること

操作盤にあるボタンを押したことを、音、光で表示する。

《籠内の操作盤と各階案内表示板》



《籠内の視覚障害者対応操作盤》



ボタンは浮彫数字等を用いて表示する

制御装置のボタン配置は千鳥配置とする

90～100cm

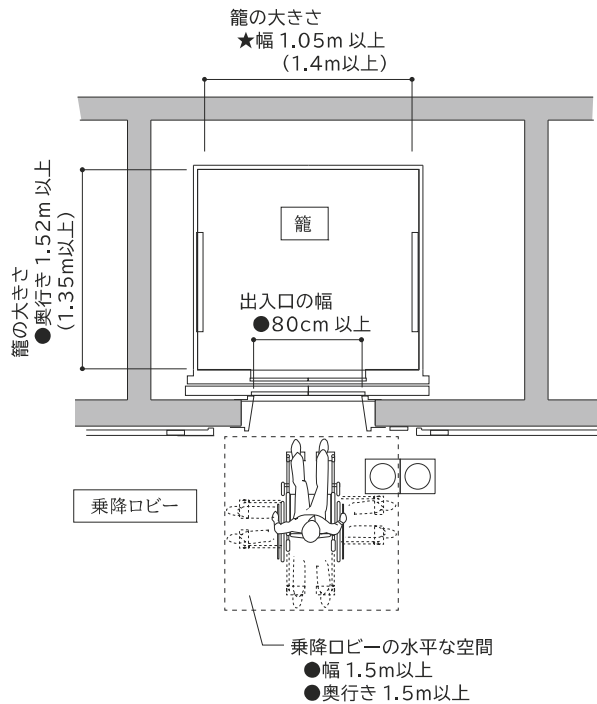
《籠内の車椅子使用者対応操作盤》



◇車椅子使用者が利用できる高さに設ける

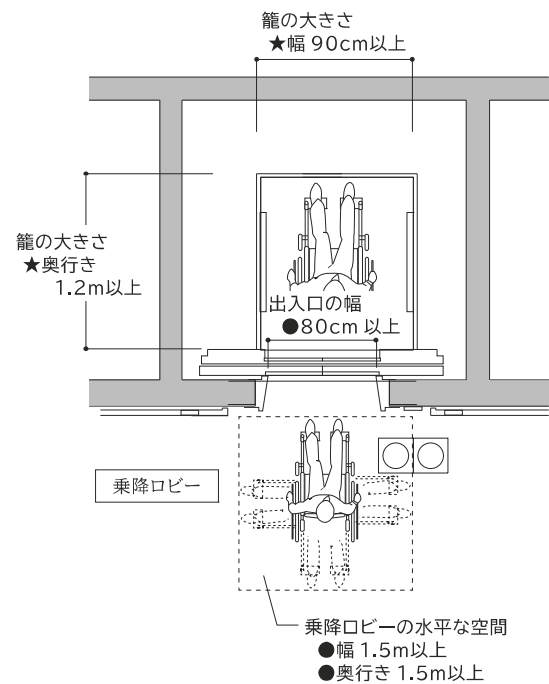
【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《床面積 2,000 ㎡以上の共同住宅等の 利用円滑化経路を構成するエレベーター》



籠の大きさ
→1.05m×1.5mは、9人乗り相当、ストレッチャーに対応できる
大きさは、1.3m×2.3m程度（11人乗り）以上となる

《床面積 2,000 ㎡未満の 共同住宅等に設けられるエレベーター》



《特殊な構造のエレベーター》

